

# 保留地に対する融資制度について

保留地とは区画整理事業を実施する以前は存在しなかった土地であり、区画整理事業により新たに生み出された土地です。保留地の登記簿は区画整理事業が完了した際に施行者にて作成し、買受人に所有権移転登記を行います。そのため、区画整理事業完了までは登記簿が存在せず抵当権の設定登記が行えない、という理由から金融機関によっては融資を受けにくい場合があります。

そのため、日野市では下記の金融機関との間で保留地という登記簿のない特殊性を考慮したうえで融資に取り組めるよう、かつ、その融資の手続きを円滑に行えるよう事前に協定を締結しています。なお、実際の融資可否の判断については金融機関の個別の判断となりますので、融資の利用をご検討される方は事前に金融機関へご相談ください。

## ☆協定金融機関一覧（五十音順）

金融機関名	
きらぼし銀行（豊田支店）	群馬銀行
多摩信用金庫	東京南農業協同組合（JA東京みなみ）
八十二長野銀行	みずほ銀行
山梨中央銀行	

※1. 上記の他、日野市は住宅金融支援機構（旧：住宅金融公庫）とも覚書を締結しており、フラット35もご利用いただけます。詳細は各金融機関へお問い合わせください。

※2. 日野市の保留地に対する融資に関して、上記金融機関に限るものではありません。他の金融機関においても融資可能と判断いただいたものにつきましては、過去にも融資をご利用いただいております。

⇒まずはご検討の金融機関へご相談ください。

【日野市まちづくり部区画整理課 計画係】

TEL：042-514-8395